

NEWS RELEASE

No. 19-6

2019年5月23日
(公財)損害保険事業総合研究所

5月27日発刊「損害保険研究」第81巻第1号のご案内

損保総研は、機関誌「損害保険研究」第81巻第1号を5月27日に発刊いたします。同誌の発刊は、5月、8月、11月、2月の年4回です。

今号には、日本の賠償責任保険普通保険約款について、米国のCGL約款と比較したうえで改訂を提言する論稿、モンゴルと日本の保険業に関する規制緩和が損保市場に与えた影響を比較検証する論稿、責任保険契約における被保険者の協力義務について、アメリカ法を参考にして日本の法制度を検討する論稿、17世紀にイングランドで発表された火災保険に関する論稿の作者を探求する論稿が掲載されています。いずれも、各テーマを長年研究している執筆者によるものです。

また、金融規制や社会の歴史的な変化と最新の動向を踏まえて、これからの保険事業の在り方を問いかける2つの講演会の記録を掲載しています。

今号に収録されている研究論文・研究ノートのアブストラクトと、講演論・自著紹介の概要は、以下のとおりです。

<研究論文>

賠償責任保険普通保険約款の課題

長崎県立大学経営学部教授 鴻上喜芳氏

日本に賠償責任保険が導入されてから60年が経過した。本稿では、日本の普通保険約款に規定される項目について、米国約款が数次の改訂でどのように変化して補償内容を拡大しあるいは明確化していったのかを整理し、日本の普通保険約款の課題を明らかにする。

結論として、トリガー・occurrenceの定義および保険適用との関係、契約責任、使用不能損害、被保険者の範囲ならびに他保険との分担については、CGL約款に準じた内容に約款改訂すべきこと、補完的費用については、約款上の位置づけをCGL約款に準じたものとするよう改訂すべきこと、を提言する。

モンゴルと日本における損害保険業の規制緩和比較

武蔵大学経済学部教授 茶野努氏

武蔵大学大学院経済学研究科博士前期課程 ツェレンダグワ・ツァツラル氏

本研究では、1990年代以降実施されてきた保険規制の緩和が、モンゴルと日本の損害保険市場にどのような影響を及ぼしたかを比較検証する。市場構造や競争状態の変化を知るために会社数、市場集中度、企業間規模格差の推移を見た。計測結果を見ると、モンゴルでは競争が促進される一方、日本では合併等の影響で市場が競争的になっていないのではないかと懸念がある。

続いて、DEAによる損害保険会社の効率性分析を行った。平均値ベースで見るとモンゴルの方が日本よりも上昇幅が大きく、効率性の改善効果が確認できた。モンゴルでは規制緩和が市場競争の促進につながり効率性が向上したといえる。これに対して、日本の場合、市場の成長性等

に鑑みて既存会社が合併で対応するという市場行動をとったために、規制緩和による効率性改善効果が小さくなったものと考えられる。

責任保険における被保険者等の協力義務について

岩手大学准教授 深澤泰弘氏

アメリカにおける責任保険契約の被保険者等は、保険事故の発生後に協力義務を負う。この義務は、被保険者等の非協力が重大であり、それにより保険者が相当の損害を被った場合に違反となり、保険契約は無効となる。一見すると被保険者等に厳しいものに見えるが、協力義務違反の2つの要件を満たすことがそれほど容易ではないため、必ずしもそうであるとはいえない。これに対して、我が国では協力義務違反の場合、控除払いの方法をとっている。我が国でも、悪質な協力義務違反の場合に限定して、保険者が保険金の支払いを全面的に免れるという規定も可能であると思われるが、総合的に考慮すると、我が国の法制度には控除払いの方法が妥当すると解する。

<研究ノート>

“Arguments”の作者は誰か—17世紀イングランドにおける近代保険生成の一齣—

元安田火災海上保険 永井治郎氏

1680年5月、イギリス最初の保険会社The Fire Officeは、創業にあたり“Arguments for Insuring Houses from Fire”という論稿を発表した。この匿名の論稿は、ニコラス・バーボン(Nicholas Barbon)が作成したと考える向きもあるが、確かな証拠があるわけではない。

そこで筆者は、この問題を解決するため、Argumentsからその固有の論旨を抽出し、この抽出された論旨を、既にバーボンの著作と確認されている他の論稿の論旨と比較・対比したところ、相互間に明白な共通性と一貫性が確認された。Argumentsの作者=バーボン、これが本稿の結論である。

そしてこの結論からは、Argumentsのイギリス経済学形成に対する貢献等の新たな論点も派生するところから、この論稿は再評価が必要であると考えられる。

<講演録>

保険事業における連続的・非連続的価値創造の動き

一般社団法人日本損害保険協会シニア・フェロー 栗山泰史氏

保険制度の歴史的変化を踏まえて、デジタル・ディスラプションが保険商品や保険会社の業務にどのような影響を与えているのか、そして、保険会社や保険募集は今後どのように変わって行くのかをわかりやすく説明している。

経済価値ベース時代の経営と不確実性への挑戦

有限責任監査法人トーマツ ディレクター 後藤茂之氏

金融危機以降の規制の変化が保険業の変革にどのような影響を与えたのか、また、国際会計基準や国際保険資本基準がどのように進展して行くのか等を踏まえて動的なERMの在り方を提案している。

<自著紹介>

“Risiko als Vertragsgegenstand - Die Reform der vorvertraglichen Anzeigepflicht im Japanischen Versicherungsvertragsrecht - ” について

ドイツ弁護士 ケックサル・ザーヒン氏

自著紹介序文 同志社大学大学院司法研究科教授 山下友信氏

日本、ドイツおよび英国の告知義務に関する規律を比較研究したこの著作の書名の日本語訳は、「契約上の目的としてのリスクー日本の保険契約法における告知義務の改正一」である。

欧米の研究者による日本の保険法の研究が珍しい中で、彼らが日本の保険法をどのように評価しているのかを知る一助となる。

<損害保険判例研究>

「損害保険判例研究会」判例報告

任意自動車保険の車両損害保険条項に基づき保険金を支払った損害保険会社が代位取得する損害賠償請求権の範囲

愛知学院大学法学部教授 山野嘉朗氏

インターネット経由で締結した自動車保険契約を「アフロス」契約であり無効とした事例

弁護士・損害保険ジャパン日本興亜株式会社 杉田義明氏

<研究所事業紹介>

・2018年度下期 調査・研究報告書

諸外国におけるインシュアテックの動向

・損保総研レポート第126号(2019年1月発行)

都市のレジリエンス強化に向けた保険会社と都市政府の連携

損保総研 研究部 主任研究員 杉浦 友

サイレント・サイバーリスクを巡る動向

ー米国・イギリスを中心にー

損保総研 研究部 主任研究員 金 奈穂

・2019年度「損害保険研究費助成制度」募集のご案内

本件に関するお問い合わせ先

公益財団法人 損害保険事業総合研究所

「損害保険研究」編集室 TEL 03-3255-5513

『損害保険研究』新規購読申込み

<https://www.sonposoken.or.jp/portal/publications/magazine.html>